

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則をここに公布する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県産業廃棄物減量税条例(令和元年島根県条例第10号。次条を除き、以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例第5条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物は、市町村(市町村の組合を含む。)の条例により搬入を認められている産業廃棄物のうち、その処理に要する費用を徴収されないものをいう。

(課税標準の端数計算)

第3条 産業廃棄物減量税の課税標準である産業廃棄物の重量は、その重量に1,000分の1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(条例第6条の規則で定める要件)

第4条 条例第6条の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(換算して得た重量)

第5条 条例第6条の規則で定めるところにより換算して得た重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

(特別徴収義務者の指定)

第6条 産業廃棄物減量税の課税地を管轄する県民センター(課税地が隠岐郡である場合にあつては、東部県民センター)の長(以下「所長」という。)は、条例第9条第2項の規定により産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定したときは、産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書(第1号様式)により、これを通知するものとする。

(特別徴収義務者としての登録申請)

第7条 条例第10条第1項前段の規定により特別徴収義務者としての登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書(第2号様式)により、所長に申請しなければならない。

(1) 条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者 最終処分場において産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前の日

(2) 条例第9条第2項に規定する特別徴収義務者 産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書を受け取った日から5日を経過する日

2 条例第10条第1項後段の規定により登録した事項の変更を申請しようとする者は、当該変更があつた日から5日以内に、産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書(第3号様式)により、所長に申請しなければならない。

(条例第12条第1項の担保の提供を免除する場合の要件等)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物減量税に係る徴収金の納入状況からみて当該徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物減量税を納入することが確実と認められることとする。

2 条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定を準用する。

(最終処分場の設置等の届出)

第9条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者(以下「納税者」という。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場設置届出書(第4号様式)により、所長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつた場合には、当該変更があつた日から5日以内に、最終処分場変更届出書(第5号様式)により、所長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(特別徴収義務等の消滅届)

第10条 特別徴収義務者及び納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、最終処分場の埋立処分が終了し、又は最終処分場を譲り渡し、若しくは貸し付けたことにより、当該処分場における特別徴収義務又は納税義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書(第6号様式)又は産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書(第7号様式)により所長に届け出なければならない。

(最終処分場の休止届)

第11条 特別徴収義務者等は、最終処分場を1月以上にわたって休止しようとするときは、その休止の日から10日以内に最終処分場休止届出書(第8号様式)により所長に届け出なければならない。

(納期限等の指定の通知)

第12条 所長は、[条例第11条第2項](#)又は[第15条第2項](#)の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、産業廃棄物減量税納期限等指定通知書(第9号様式)により、これを特別徴収義務者等に通知するものとする。

(帳簿等への記載事項等)

第13条 [条例第19条第1項](#)の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の種類及び重量又は容量並びにそのうち[条例第5条](#)の規定により産業廃棄物減量税を課されない産業廃棄物の種類及び重量又は容量
- (3) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(文書の様式等)

第14条 文書の様式は、産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する[次の表](#)の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる様式とする。

行為の区分	様式
1 <a href="#">条例第10条第2項</a> の規定による証票の交付	産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票( <a href="#">第10号様式</a> )
2 <a href="#">条例第11条第1項</a> 又は <a href="#">第15条第1項</a> の規定による申告	産業廃棄物減量税納入(納付)申告書( <a href="#">第11号様式</a> )
3 <a href="#">条例第12条第2項</a> の規定による申請	産業廃棄物減量税徴収猶予申請書( <a href="#">第12号様式</a> )
4 <a href="#">条例第12条第3項</a> の規定により準用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の2の2の規定による通知	産業廃棄物減量税徴収猶予(承認・不承認)通知書( <a href="#">第13号様式</a> )
5 <a href="#">条例第13条第1項</a> の規定による申請	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書( <a href="#">第14号様式</a> )
6 <a href="#">条例第13条第3項</a> の規定による通知	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書( <a href="#">第15号様式</a> )
7 <a href="#">条例第16条第2項</a> の規定による修正申告	産業廃棄物減量税修正申告書( <a href="#">第16号様式</a> )
8 <a href="#">条例第17条</a> の規定による通知	産業廃棄物減量税更正(決定)通知書( <a href="#">第17号様式</a> )
9 法第20条の9の3第1項又は第2項の規定による請求	産業廃棄物減量税更正請求書( <a href="#">第18号様式</a> )
10 法第20条の9の3第4項の規定による通知及び同項の規定による更正をする旨の通知	産業廃棄物減量税更正請求(承認・不承認)通知書( <a href="#">第19号様式</a> )

2 [前項](#)に定めるもののほか、産業廃棄物減量税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、[島根県条例施行規則\(昭和51年島根県規則第16号\)](#)の定めるところによる。この場合において、[同規則第5条第1項](#)中「又はこの規則」とあるのは「、島根県産業廃棄物減量税条例(令和元年島根県条例第10号)、この規則又は島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(令和2年島根県規則第15号)」と、[同規則第7条第1項](#)中「[条例第5条](#)」とあるのは「島根県産業廃棄物減量税条例第18条第1項の規定により読み替えられた[条例第5条](#)」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第107号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

別表(第5条関係)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。)	1.14
2 汚泥(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。)	1.10
3 廃油(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。)	0.90
4 廃プラスチック類(廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。)	0.35

5	紙くず(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に規定する紙くずをいう。)	0.30
6	木くず(廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。)	0.55
7	繊維くず(廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。)	0.12
8	動植物性残さ(廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
9	動物系固形不要物(廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
10	ゴムくず(廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。)	0.52
11	金属くず(廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。)	1.13
12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。)	1.00
13	鋳さい(廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鋳さいをいう。)	1.93
14	がれき類(廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。)	1.48
15	動物のふん尿(廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。)	1.00
16	動物の死体(廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。)	1.00
17	ばいじん(廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。)	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物	1.00

備考 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

[第1号様式\(第6条関係\)](#)

第1号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例第9条第2項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者として指定したので、この通知書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者としての登録申請書を提出してください。

住所又は所在地		
氏名又は名称		
産業廃棄物減量税を徴収すべき最終処分場(納入地)	所在地	
	名称	
特別徴収義務者指定年月日		年 月 日
指 定 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第2号様式(第7条関係)

(令3規則84・一部改正)

第2号様式(第7条関係)

産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書		
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地
県民センター所長 様		氏名又は名称  (電話 )
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者の登録を申請します。		
最終処分場の所在地及び名称	所在地	
	名称	
最終処分の開始予定年月日及び産業廃棄物処分業許可証の許可番号	開始予定年月日	年 月 日
	許可番号	
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
重量計測の可否	可 <span style="font-size: 1.2em;">〔計量計の最小目盛〕</span> 不可	
中間処理業実施の有無	有 無	
摘要		

備考 産業廃棄物処分業許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。)を添付してください。

第3号様式(第7条関係)

(令3規則84・一部改正)

第3号様式(第7条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書			
年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
鳥根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、登録事項の変更を申請します。			
最終処分場の所在地及び名称		所 在 地	
		名 称	
変更 申請 事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
理 由			

備考 産業廃棄物処分業の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第4号様式(第9条関係)

(令3規則84・一部改正)



第4号様式(第9条関係)

最終処分場設置届出書		
年 月 日 納 税 者 県民センター所長 様	住所又は所在地	
	氏名又は名称	(電話 )
最終処分場の(設置・譲受け・借受け)をしたので、島根県産業廃棄物減量税条例(第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項)の規定により届け出ます。		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	
最終処分の開始予定年月日	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
最終処分場の設置の場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
最終処分場の譲受け又は借受けの場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
重量計測の可否	可 (計量計の最小目盛)	不可
摘 要		

備考 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。)を添付してください。

第5号様式(第9条関係)

(令3規則84・一部改正)

第5号様式(第9条関係)

		徴収番号	
最終処分場変更届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
島根県産業廃棄物減量税条例(第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項)の規定により、届出事項の変更を届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称		所 在 地	
		名 称	
変更届出事項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
理 由			

備考 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付してください。

第6号様式(第10条関係)

(令3規則84・一部改正)



第6号様式(第10条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書			
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので届け出るとともに、特別徴収義務者証票を返納します。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
特別徴収義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生年月日	年 月 日		
備 考			

第7号様式(第10条関係)

(令3規則84・一部改正)

第7号様式(第10条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書			
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
次の最終処分場についての納税義務が消滅したので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
納税義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生年月日	年 月 日		
備 考			

第8号様式(第11条関係)

(令3規則84・一部改正)

第8号様式(第11条関係)

		徴収番号	
最終処分場休止届出書			
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
次のとおり最終処分場を休止しますので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 理 由			
備 考			

第9号様式(第12条関係)

第9号様式(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税納期限等指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例(第11条第2項・第15条第2項)の規定により、(徴収すべき産業廃棄物減量税の納入・産業廃棄物減量税の納付)の期間又は期限を次のとおり指定します。

	徴収番号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
納 期 限	年 月 日
指 定 の 理 由	

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第14条関係)

第10号様式(第14条関係)

第 号
産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票
島 根 県

注 材質はアルミ製とし、規格は縦10センチメートル、横20センチメートルとする。

第11号様式(第14条関係)

(令3規則84・一部改正)



第11号様式(第14条関係)

産業廃棄物減量税納入(納付)申告書

通信日付印		確 認		入 力		徴収番号			
年 月 日  県民センター所長 様	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地							
		氏名又は名称	(電話 )						
	最終処分場	所在地							
		名 称							
期 間	年 月 から 年 月 まで								
区 分	重 量 又 は 税 額					摘 要			
課税対象産業廃棄物の重量 ①	. トン								
条例第5条の規定により課税免除される産業廃棄物の重量 ②	. トン								
課税標準たる重量(①-②) ③	. トン								
③のうち特別徴収に係る重量 ④	. トン								
④に係る申告納入税額								円	
③のうち申告納付に係る重量 ⑤	. トン								
⑤に係る申告納付税額								円	

備考

- 「課税標準たる重量(①-②)③」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- この申告書には、付表を添付してください。

付表

		徴収番号	
特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称			
課税標準に関する明細書 ( 年 月 から 年 月 まで )			



区分	産業廃棄物の種類	容 量① (m <sup>3</sup> )	換算係数②	重量(換算重量 (①×②))③ (トン)	摘 要	
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14			
	汚泥		1.10			
	廃油		0.90			
	廃プラスチック		0.35			
	紙くず		0.30			
	木くず		0.55			
	繊維くず		0.12			
	動植物性残さ		1.00			
	動物系固形不要物		1.00			
	ゴムくず		0.52			
	金属くず		1.13			
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00			
	鉱さい		1.93			
	がれき類		1.48			
	動物のふん尿		1.00			
	動物の死体		1.00			
	ばいじん		1.26			
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物		1.00			
	小計					←申告書③欄へ転記
	課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					←申告書②欄へ転記	
合計					←申告書①欄へ転記	

備考

- この付表は、第11号様式に添付してください。
- 「重量(換算重量(①×②))③」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量(換算重量)は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第12号様式(第14条関係)

(令3規則84・一部改正)

第12号様式(第14条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税徴収猶予申請書			
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )
鳥根県産業廃棄物減量税条例第12条第2項の規定により、徴収猶予の申請をします。			
申告対象年月	年 月 から 年 月 まで		
納 期 限	年 月 日		
申告納入に係る課税標準量	. トン		
申告納入税額	円		
徴収猶予申請額	円		
徴収猶予申請理由			
徴収猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
担保の種類及び価格			
摘 要			

備考 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第13号様式(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

県民センター所 印

産業廃棄物減量税徴収猶予(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物減量税の徴収猶予については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので通知します。

	徴収番号
申告対象年月	年 月から 年 月まで
納期限	年 月 日
課税標準量	. トン
申告税額	円
徴収猶予申請額	円
徴収猶予承認額	円
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
担保の種類	
不承認理由	
備考	

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥根県を被告として(鳥根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式(第14条関係)

		徴収番号			
産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書					
年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地			
県民センター所長 様		氏名又は名称		(電話 )	
島根県産業廃棄物減量税条例第13条第1項の規定により、次のとおり還付又は納入義務の免除を申請します。					
申請内容	申告対象年月	納期限	課税標準量	税 額	
申告納入に係る申告額等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち既に納入済みの税額				円	
申告額のうち納入義務免除申請額				円	
納入義務免除による還付税額				円	
申請理由					
摘要					

備考 還付又は納入義務の免除の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

第15号様式(第14条関係)

第 号

年 月 日

様

県民センター所長

産業廃棄物減量税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物減量税の還付又は納入義務の免除については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので、島根県産業廃棄物減量税条例第13条第3項の規定により通知します。

		徴収番号			
申請内容	申告対象年月	納期限	課税標準量	税額	
申告額等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち還付又は納入義務免除申請額	/			円	
還付又は納入義務免除額				円	
還付又は納入義務免除不承認の理由					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



第16号様式(第14条関係)

産業廃棄物減量税修正申告書

		徴収番号	
年 月 日  県民センター所長 様	納 税 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話 )
	最終処分場	所 在 地	
		名 称	
期 間	年 月から 年 月まで		
区 分	課税標準たる重量	税 額	
修正申告①	. トン	円	
当初申告②	. トン	円	
今回納付すべき税額 (①-②)	. トン	円	

備考

- 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載してください。
- 2 この申告書には、付表を添付してください。

付表

		徴収番号	
納税者の氏名又は名称			
課税標準に関する明細書 ( 年 月から 年 月まで)			
区分	容量①	重量(換算重量)	



	産業廃棄物の種類	(m <sup>3</sup> )	換算係数(②)	(①×②)③ (トン)	備 考
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶 磁器くず		1.00		
	鉱さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に 規定する廃棄物		1.00		
小計					←申告書①欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第16号様式に添付してください。
- 「重量(換算重量(①×②)③)欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量(換算重量)は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

第17号様式(第14条関係)

(令2規則107・一部改正)



様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税更正(決定)通知書

次のとおり課税標準たる重量及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入(納付)してください。不足金額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

更正(決定)対象	年 月 から 年 月 まで		徴 収 番 号			
申告書提出期限	年 月 日		申告書提出年月日	年 月 日		
区 分	課 税 標 準 たる 重 量			税 額		
更正(決定)額①	. トン			円		
①のうち既に納入(納付)の確定した額②	. トン			円		
差引過不足額 ①-②				(ア) 円		
加算金に関する事項	区 分	基本税額	乗率	加算金額	左のうち既に決定した額	差引今回決定する額
	過少申告加算金	対象不足金額等	円 $\frac{10}{100}$	円		
		加算対象金額等	円 $\frac{5}{100}$	円		
		計			円	円
	不申告加算金	対象基本税額	円 $\frac{10}{100}$	円		
		加算対象税額	円 $\frac{5}{100}$	円		
		計			円	円
重 加 算 金	円 $\frac{10}{100}$		円	円	円	
計			円	円	(イ) 円	
この通知書により納入(納付)すべき税額等 (ア)+(イ)				円		
上記の税額等の納期限				年 月 日		
更正(決定)の理由	地方税法第 条の 第 項の規定による。					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ \begin{array}{l} 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税} \\ \text{額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}}{365} + 0.146 \\ \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数} - (A)}{365} \end{array} \right\}$$

2 0.146(年14.6%の割合)及び0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146(年14.6%の割合)にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073(年7.3%の割合)にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合)になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第18号様式(第14条関係)

(令3規則84・一部改正)



第18号様式(第14条関係)

		徴収番号		
産業廃棄物減量税更正請求書				
年 月 日	請求者	住所又は所在地		
県民センター所長 様		氏名又は名称	(電話 )	
最終処分場の所在地及び名称	所在地			
	名称			
地方税法第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。				
更正の請求対象年月	年 月 から 年 月 まで(申告納入分・申告納付分)			
税額等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課税標準量	. トン	① . トン	. トン
	税 額	円	円	円
地方税法第20条の9の3第1項の法定納期限の翌日又は同条第2項各号の期間の起算日	年 月 日 (地方税法第20条の9の3第 項第 号該当)			
更正請求の理由、請求するに至った事情の詳細その他参考となる事項				

備考

- 「更正の請求対象年月」欄は、申告対象月を記載し、括弧内の申告納入分・申告納付分のいずれかに○印を付けてください。
- この請求書には、付表を添付してください。

付表

		徴収番号		
特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称				
課税標準に関する明細書 ( 年 月 から 年 月 まで)				
区分	産業廃棄物の種類	容 量①	焼却回数②	重量(換算重量) (①×②×③)

	産業廃棄物の種類	(m <sup>3</sup> )	換算係数②	(①×②)÷③ (トン)	備 考
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器 くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定 する廃棄物		1.00		
小計					←更正請求書①欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第18号様式に添付してください。
- 「重量(換算重量(①×②)÷③)」欄は、あらかじめ重量が判明している場合はその重量を記載し、容量から換算係数を用いて重量を算出する場合はその換算後の重量を記載してください。なお、重量(換算重量)は、1,000分の1トン未満を切り捨ててください。
- 「容量①」欄は、端数を処理しないで記載してください。

[第19号様式\(第14条関係\)](#)



様

県民センター所長 印

産業廃棄物減量税更正請求(承認・不承認)通知書

年 月 日付けの産業廃棄物減量税の更正の請求については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので、通知します。

		徴収番号		
最終処分場の所在地及び名称	所在地			
	名称			
更正の請求対象年月	年 月 から 年 月 まで(申告納入分・申告納付分)			
税額等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課税標準量	. トン	. トン	. トン
	税額	円	円	円
不承認の理由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。